

社会・援護局関係主管課長会議資料

「地域福祉の推進等について」

「消費生活協同組合の指導・監督について」

「新たな生活困窮者自立支援制度について」（別冊参照）

平成26年3月3日（月）

社会・援護局 地域福祉課

消費生活協同組合業務室

生活困窮者自立支援室

目 次

	頁
1 地域福祉の推進等について	
（1）孤立死防止対策の推進	1
（2）安心生活基盤構築事業について	2
（3）生涯現役活躍支援事業（「地域資源・人材育成支援事業」の充実）	4
（4）地域福祉等推進特別支援事業	6
（5）地域コミュニティ復興支援事業（東日本大震災関係）	7
（6）寄り添い型相談支援事業	7
（7）地域福祉計画・地域福祉支援計画	8
（8）社会福祉協議会	8
（9）民生委員	9
（10）臨時特例給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の広報の協力	13
（11）生活福祉資金貸付制度等	13
（12）ホームレス等への自立に向けた支援	16
（13）地方改善事業等	19
2 消費生活協同組合の指導・監督について	25
 (連絡事項)	
1 全国民生委員児童委員大会について	29
2 全国ボランティアフェスティバルについて	29

(参考資料)

安心生活基盤構築事業	3 1
日常生活自立支援事業実施主体別延べ相談件数・利用契約者数	3 5
地域コミュニティ復興支援事業	3 6
寄り添い型相談支援事業コール実績	3 7
地域福祉計画策定状況等	3 9
民生委員・児童委員の日 活動強化週間の取組み予定	4 2
消費者庁資料（個人情報保護法に関する説明会）	4 4
消費者安全法の改正（概要）	4 7
生活福祉資金貸付決定件数及び金額	4 8
都道府県別のホームレス数	5 0
地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金の交付要綱一部改正	5 2
アイヌのための電話相談事業（試行）	5 4
地域福祉課平成26年度予算案の概要	5 6

1 地域福祉の推進等について

少子高齢化の進行や単身世帯の増加、経済情勢等を起因とする生活困窮等を背景に、孤立死等の社会的孤立の課題への対応が急務になっている。このようなことから、住み慣れた地域で安心した生活を続けることができる社会をつくるために、漏れの無い見守り活動や権利擁護の推進を目指す「安心生活基盤構築事業」（安心生活創造推進事業、日常生活自立支援事業）等に加えて、平成 26 年度は「生涯現役活躍支援事業」（「地域資源・人材育成支援事業」の充実）を実施し、地域の多様なニーズと定年退職者など担い手とのマッチング等の施策により地域福祉の推進を図ることとしている。

また、平成 27 年 4 月に施行される生活困窮者自立支援法による重層的なセーフティネットの構築が期待されるなか、法に基づく新制度及びその体制整備に関連したネットワークや地域づくり等について、計画的な推進のための地域福祉計画への反映や、重要な担い手である民生委員の活動環境の整備等、地域福祉に関する一層の取組を推進することとしている。

(1) 孤立死防止対策の推進について

孤立死の問題については、地域住民が互いに支え合ういわゆる地域力の低下や生活に困窮された方の情報が行政機関に提供されにくいことなど様々な要因があることから、平成 24 年度に、

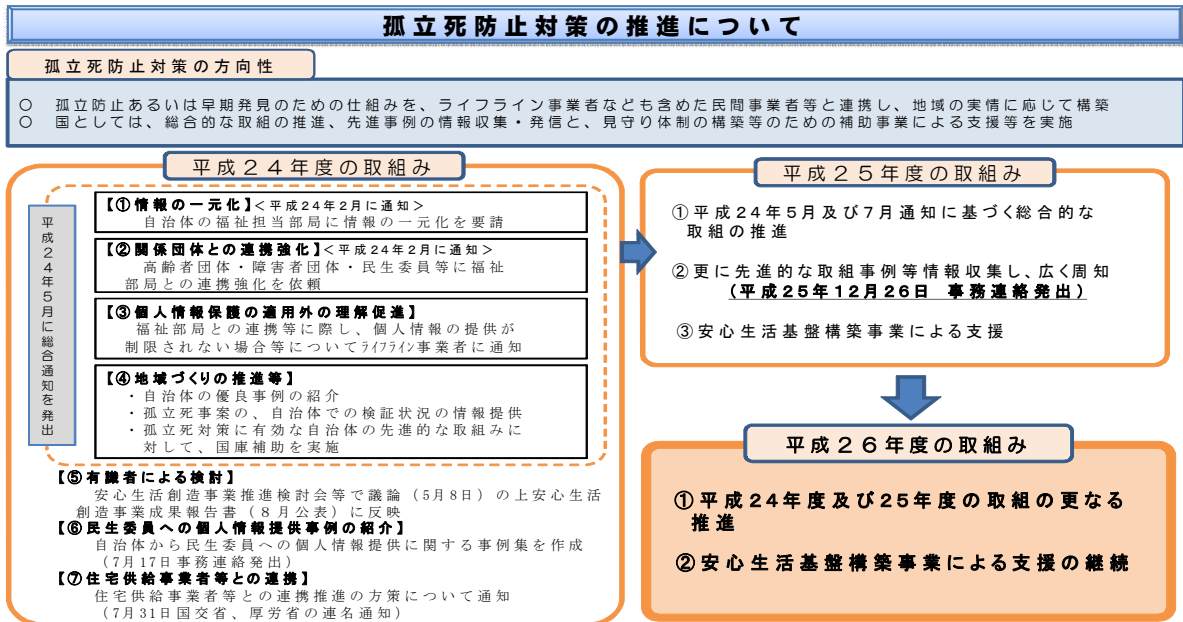
- ① 生活困窮者の情報の一元化や関係者間の連携強化
- ② 民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報取り扱いにつき、個人情報保護の適用外となる場合の理解促進（電気・ガス事業者を所管する資源エネルギー庁や、個人情報保護法を所管する消費者庁と連携し再周知）
- ③ 地域の見守り等の取組の先進事例の紹介や関係補助金の優先採択
- ④ 住宅供給事業者等と自治体との連携推進

などを盛り込んだ総合的な通知等を発出し、孤立死防止対策の推進をお願いしたところである。

また、平成 25 年度には、先進的、先駆的な「孤立死」防止対策（地域での取組）について、各都道府県及び市区町村より提供いただき、その結果を情報提供（平成 25 年 12 月 26 日地域福祉課事務連絡。厚生労働省ホームページにも掲載。）したところである。

通知等の発出後、各地域においてライフライン事業者等との連携協定の締結などの取組みを進めていただいているところであるが、引き続き、先進的事例などを

参考に、連携体制の構築等にご尽力いただくとともに、未だ連携体制が未整備の地域におかれては早期の対応をお願いしたい。



（2）安心生活基盤構築事業について 【資料P31 参照】

ア 安心生活創造推進事業について

「安心生活創造推進事業」は、住民参加による地域づくりを通じて、誰もが安心して生活できる地域基盤を構築するための事業であるので、孤立防止や地域支援の観点から積極的に活用し、地域の再構築を進められたい。

また、本事業は5か年（Ⅰ期3年、Ⅱ期2年）にわたる事業であるが、Ⅱ期目への移行に当たっては、①自主財源確保事業を含めたすべての基本事業の実施及び②効果的、効率的な事業の実施が確認された場合に国庫補助を継続することとしている。そのため、第Ⅱ期の国庫補助協議時には、第Ⅰ期事業の実施内容が確認できる書類等を提出していただくこととしているので、ご留意願いたい。（平成25年5月「安心生活基盤構築事業等に関するQ&A」（問7）参照。）

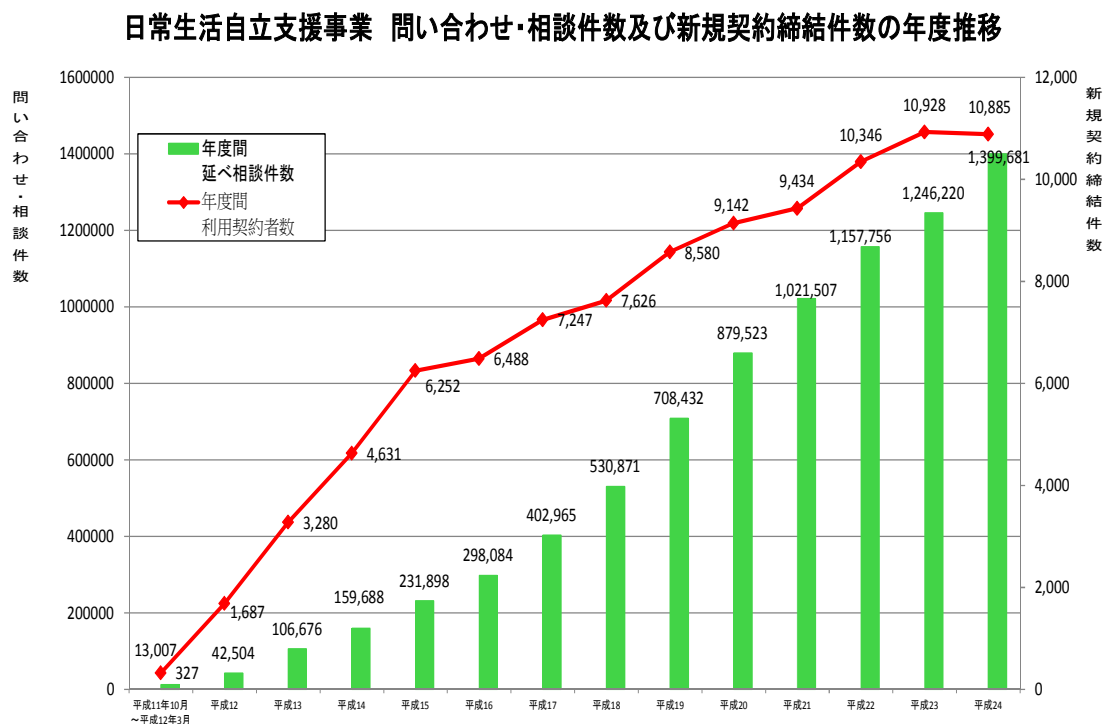
また、各年度の事業実施に当たっては、効果的・効率的に事業が実施されるよう、事業の効果を検証した上で翌年度の事業に反映させるなど、PDCAサイクルの実施に努められるようご留意願いたい。

なお、今後、平成25年度実施事業をとりまとめ、好事例などを情報提供する予定であるので参考とされたい。

（参考：地域づくりに関係する他省庁等の施策の一部を資料（P32～）としてまとめたので参考とされたい。

イ 日常生活自立支援事業について 【資料P35 参照】

認知症高齢者の増加や精神障害者・知的障害者の地域生活への移行が図られる中、判断能力が不十分な方々の地域での生活を支える日常生活自立支援事業の普及が喫緊の課題となっている。しかし、事業の実施状況をみると、新規相談件数や利用契約件数は年々増加しているものの、各自治体の実施状況には大きな差が生じている状況にある。



事業の普及が不十分であれば、福祉サービスが適切に利用できないことによる健康状態の悪化や、消費者被害、経済的虐待の対象となるなど、高齢者や障害者等が地域で安心して生活を継続していく上での大きな障壁になると同時に、権利擁護の観点からも大きな問題になるものである。

各都道府県・指定都市におかれては、本事業の重要性を十分に考慮の上、事業のさらなる充実に努められたい。

また、昨年、総務省行政評価局より、国庫補助事業の効果的、効率的な実施に努めるよう勧告がなされていることから、利用者に対する支援内容が適切であったかなどの効果を検証した上で翌年度の事業に反映させるなど、適切な事業の実施に努められたい。（平成25年12月26日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「孤立死の防止対策等の取組み事例及び地域福祉に係る取組みに対する事例の情報提供について」参照）

なお、本事業に対する補助のあり方等については、本事業の重要性に鑑み、効率的な展開が図られるよう、平成 26 年度中に見直しを含め検討することとしている。今後、事業実施手法や実績等の調査などをお願いする予定であるので、ご協力をお願いしたい。

(3) 生涯現役活躍支援事業（「地域資源・人材育成支援事業」の充実）について

平成 25 年 6 月に閣議決定された日本再興戦略等により、生涯現役社会の実現に向けて、地域の多様なニーズとのマッチングを推進するなどにより、高齢者等の就労や生きがいづくりなどを促進することが求められている。

ボランティア活動等については、平成 25 年度から「地域資源・人材育成支援事業」を創設し、地域におけるインフォーマルな活動を推進していくための人材確保や環境の整備等を図っているところであるが、平成 26 年度予算案では、日本再興戦略等を踏まえ、事業名を「生涯現役活躍支援事業」に改称し、定年退職者等高齢者が地域において、ボランティア・市民活動等に円滑かつ積極的に参加できるよう、企業等に積極的に働きかけを行い、退職前からボランティア・市民活動等への参加意欲を醸成するための支援を行うこととしている。

これらの取組については、「生涯現役活躍支援事業」の中の「需給マッチング事業」や「ネットワーク構築・普及啓発事業」（現行と同じ事業）の中で対応できるように実施要領に明記するとともに、就労関係等の生涯現役実現に向けた関連事業（下記〔注〕参照）と連携してモデル的な取組みを行う場合には、「生涯現役活躍支援事業」の中に創設することとしている「生涯現役推進特別事業（仮称）」により支援する予定である。（全国で 10 か所程度）

〔注〕関連する事業

- 「地域人づくり事業（仮称）（都道府県の基金事業、平成 25 年度補正予算）」
（職業安定局所管）

就労関係団体や保健福祉団体と連携し、高齢者の就労機会の創出や高齢者等のニーズと受け手となる地域のニーズのマッチング等を行い、高齢者が希望する就労や社会活動等への橋渡しを行う

- 「高齢者生きがい活動促進事業（平成 26 年度予算案）」（老健局所管）

企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割をもって、いきいきと生活できるよう、有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動の立ち上げ支援（就労関係等の生涯現役社会の実現に向けた関連事業と連携してモデル的な取組みを行う場合は優先採択を予定）

生涯現役活躍支援事業の概要（案）

【目的】

地域におけるインフォーマル活動の機能強化を図るため、NPO等インフォーマルな福祉の担い手や地域福祉のコーディネーター等の人材育成、活動の場に関する情報提供等を実施することにより、インフォーマルサービスの持続的な活動環境を整備し、生涯現役で活躍できる環境づくりに取り組む。

また、今後の大規模災害に備え、災害時の支援の需要と供給をマッチングするコーディネーターの養成や、迅速な災害ボランティアセンターの設置・運営体制を構築するための平常時の連携体制の構築等を実施する。

【事業内容等】

1 一般事業

(1) 実施主体

都道府県、市区町村のほか、社会福祉法人、NPO法人、公益法人その他厚生労働大臣が適当と認める団体

(2) 事業内容

下記①から④のいずれかの事業を実施するものとする。

①人材育成事業

地域のインフォーマルサービスの担い手やコーディネーターを養成するための研修を実施する。

②需給マッチング事業

インフォーマルな担い手情報と、地域の支援ニーズ情報のマッチングを実施する。

また、企業等への働きかけにより、定年退職者等高齢者の退職前からのボランティア・市民活動等への参加を促す取組みを実施するとともに、地域課題と企業の社会貢献活動のマッチングなどを実施する。

③ネットワーク構築・普及啓発事業

NPOやボランティアセンター等の横の連携関係を構築するため、ネットワーク会議や協働イベント等を実施する。また、企業等への働きかけ等により企業内体験型研修やセミナーの実施等によりボランティア活動の底上げや、継続的な活動を推進するため、地域住民等を対象として講座の開設（福祉教育の実施）やイベント実施する。

④災害ボランティア活動支援事業

大規模災害の発生等に備え、ボランティア等の人材養成、災害ボランティアセンターの設置運営体制の検討等を実施する。

(3) 補助率 1/2

2 生涯現役推進特別事業

(1) 実施主体

都道府県、指定都市、中核市（地域の実情に応じて適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託可）

※全国で10か所程度を予定。

(2) 事業内容

定年退職者等高齢者が地域において、ボランティア・市民活動等に円滑かつ積極的に参加できるよう、企業等に積極的に働きかけを行い、退職前からボランティア・市民活動等へ参加意欲を醸成するための支援を行う。なお、当事業は、労働部局等との綿密な連携により、生涯現役の実現に向けた関連事業を活用して行うモデル的な取組みである。

(3) 補助率 定額（10/10 相当）

（参考）生涯現役推進特別事業の取組事例

- ・ ボランティア活動の企業内体験型研修やセミナーの実施（普及啓発）
- ・ 企業内のCSR部門やボランティア休暇などを活用したボランティア・市民活動体験、企業に対する市民活動グループの紹介や意見交換会の開催（ボランティア活動等への理解促進、地域課題と企業の地域貢献活動のマッチング）
- ・ 企業の施設を利用した市民活動グループへの活動の場の提供（市民活動の活性化）
- ・ 企業が有する技能や専門性を活かした市民講座やカルチャースクールの開催（居場所づくり、起業支援）
- ・ 社会福祉施設での介護体験（就労体験） など

(4) 地域福祉等推進特別支援事業について

本事業は、地域社会における今日的課題を目指す先駆的・試行的な取組みに対する支援を通じて、住民参加による地域づくりの一層の推進を図ることを目的としたものであり、①前述した安心生活基盤構築事業の実施に向けた準備事業として位置づけるとともに、さらに、②熱中症の予防に資する事業や、災害時要援護者の支援に関する事業など、社会情勢に応じた先駆的・試行的事業の実施についても補助対象としている。このような趣旨を踏まえ協議申請をしていただくようお願いする。特に平成 26 年度は、事業実施から 2 年目となるため、本事業を実施している自治体においては、安心生活基盤構築事業へ移行するようお願いする。

なお、「地域福祉推進等特別支援事業」の補助基準額については、平成 25 年 5 月に発出した「安心生活基盤構築事業等に関する Q & A」（問 16）においてお示ししているとおり、1 事業当たり、

- ・ 市町村単位であれば 300 万円程度
- ・ 都道府県単位であれば 500 万円程度

を目安とするので、ご留意いただきたい。

(5) 地域コミュニティ復興支援事業（東日本大震災関係）について

【資料 P 36 参照】

「地域コミュニティ復興支援事業」は、東日本大震災の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立する恐れのある方への生活相談や交流の場、居場所づくり、見守り等の支援を面的に行うためのものであり、被災地や避難先の自治体に対する補助事業（緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分））である。

東日本大震災から間もなく3年を迎えるが、復興住宅等の整備が進んでいるものの、避難生活は長期化が見込まれることから、避難者の心身における健康問題も顕在化することが予想される。

このようなことから、平成25年度補正予算において、基金の終期を平成26年度末まで延長するとともに、必要な所要額の積み増しを行ったところであるので、この基金を活用した継続的支援をお願いする。

なお、生活支援相談員や民生委員といった支援者への精神的サポートについても事業の対象としているので、引き続きご配慮願いたい。

(6) 寄り添い型相談支援事業について 【資料 P 37 参照】

本事業は、24時間365日電話相談窓口を設置し、電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決につなげる寄り添い支援を行うことを目的とした事業である。

平成24年度及び平成25年度は、(社)社会的包摂サポートセンターが事業実施者に選定され、「よりそいホットライン」として全国支援事業及び被災地支援事業を実施している。

事業実施状況（平成24年度）をみると、専門ラインへの架電数も含め、1年間で1,000万件を超える架電があったことは評価に値するものとする。

平成26年度予算案においても事業実施のための予算を計上し、先般、事業実施者の公募（2月12日～2月28日）を行ったところである。今後、事業実施者の選定を行う予定こととしているが、地域での課題解決のための寄り添い支援を行うに当たっては、他分野のNPOや行政機関等との連携が重要であるので、ご協力をお願いしたい。

(7) 地域福祉計画・地域福祉支援計画について 【資料 P 39 参照】

ア 計画の積極的な策定及び改定について

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下、「地域福祉計画等」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画であるが、平成 25 年 3 月 31 日時点において市区部で 9 割弱が策定済み（策定予定含む）である一方、町村部では策定済み（策定予定含む）が 6 割に達しない状況である。（調査結果については平成 25 年 12 月 10 日付社援地発 1210 第 1 号「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定状況等調査の結果について」各都道府県民生主管部(局)長宛 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知参照）

東日本大震災や昨今の孤立の問題化などから、地域の絆の必要性が再認識され、これまで以上に地域福祉の推進が求められていることから、地域福祉推進の拠り所となる計画の策定あるいは改定を進めていただきたい。

なお、生活困窮者自立支援法に基づく新制度が平成 27 年度より施行されることとなっているが、当制度の実施に当たっては、地域の実情に応じ計画的に事業を進めることが必要となるものである。新制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていくうえでも重要な施策であることから地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的である。今後、「生活困窮者自立支援方策（仮称）」を地域福祉計画に盛り込むべき事項としてお示しする方針であるので、ご承知おき願いたい。

イ 計画策定状況の全国調査の実施について

地域福祉計画等の策定状況については、毎年調査を実施し、状況を把握するとともに、各自治体の参考に資するため、取組状況等を公表しているところである。

平成 25 年度末の策定状況については、先般、調査を依頼したところであるので、ご協力願いたい。

(8) 社会福祉協議会について

近年、地域では少子高齢化や核家族化が進行する中、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化し、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。こうした多様な生活課題には、行政が住民やボランティア等と協働して取組んでいくことが重要であり、こうした活動を支える社会福祉

協議会の役割がますます重要となっている。

さらに、平成 25 年 12 月に成立、公布された「生活困窮者自立支援法」（平成 25 年法律第 105 号）の各事業の実施についても、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO 等への委託も可能としており、新制度を担う団体として大きく期待されているところである。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、地域福祉活動や生活困窮者自立支援体制の構築等の一層の推進をお願いしたい。

（9）民生委員について

ア 民生委員の一斉改選について

民生委員については、平成 25 年 12 月 1 日に一斉改選が行われたところであるが、その際、各都道府県、指定都市及び市区町村には多大なご協力を賜り感謝申し上げます。

今回の一斉改選により、定数は 236,271 人、委嘱数は 229,488 人となり、前回（平成 22 年度）の一斉改選と比較すると、定数は 2,366 人、委嘱数は 938 人増加している。定数に対する委嘱数の割合（充足率）は 97.1%であり、前回（97.7%）から若干低下しているものの、充足率からすれば評価に値するものとする。（集計結果については、平成 26 年 1 月 6 日付事務連絡又は厚生労働省ホームページ参照）

民生委員の候補者の選任に当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、自治会、福祉活動を行うボランティア団体やNPO法人等多方面から幅広く推薦を得ていただくなどにより、引き続き人材の確保に努められたい。

イ 研修の充実等について

今般の一斉改選に伴い新任委員が多く委嘱されたこと並びに消費者被害防止や災害時要援護者への支援などにおいても民生委員がその力を発揮できるよう、都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という）における民生委員研修の企画・実施に当たっては、これらを重点的に行っていただくようお願いする。（平成 26 年 1 月 10 日付「民生委員・児童委員の研修実施に係る留意事項等について」（厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、雇用均等・児童家庭局育成環境課長連名通知参照）

また、民生委員が地域福祉の重要な担い手として、その力を十分に発揮するためには、一斉改選後のこの機会をとらえ、民生委員制度に対する地域住民

の理解を更に深めていくことが大変に有効であることから、各自治体におかれては、広報誌を活用したPR活動や、各種イベント等の開催によるPRなど、民生委員制度に関する広報活動に積極的に取り組んでいただくようお願いする。（平成 25 年度民生委員・児童委員の日活動強化週間都道府県・指定都市、市区町村・法定民児協主な取組み予定参照） 【資料 P 42 参照】

ウ 民生委員法の一部改正(地域主権一括法) について

平成 25 年 6 月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、民生委員法及び民生委員法施行令等が改正、施行（一部は平成 26 年 4 月 1 日施行）されたところである。

既に関係通知が発出されているところであるが、民生委員法第 4 条関係（民生委員の定数を都道府県等の条例により制定するもの）については、施行期日が平成 26 年 4 月 1 日とされ、平成 27 年 3 月 31 日までの経過措置が講じられているところであるので、条例制定に向けた対応をお願いする。

(参考) 関係通知

- 平成 25 年 7 月 8 日付厚生労働事務次官通知
「民生委員・児童委員の選任について」の一部改正について（厚生労働省発雇児 0708 第 2 号厚生労働省発社援発 0708 第 4 号）
- 平成 25 年 7 月 8 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知
民生委員・児童委員の定数基準について（雇児発 0708 第 9 号社援発 0708 第 7 号）
- 平成 25 年 7 月 8 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知
「民生委員・児童委員の選任について」の一部改正について（雇児発 0708 第 12 号社援発 0708 第 5 号）
- 平成 25 年 7 月 17 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知
民生委員法等の改正（地方分権一括法関係）に伴う留意点について（雇児育発 0717 第 1 号社援地発 0717 第 1 号）
- 平成 25 年 10 月 2 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長事務連絡
民生委員法第 4 条の規定に基づく参酌基準等について

エ 民生委員活動への支援等について

(ア) 民生委員活動への支援について

少子高齢化や核家族化が進行する中、地域においては、高齢者や児童等の虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化してきていることから、住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員・児童委員に期待される役割が大きくなっている。

さらに、先般成立した「生活困窮者自立支援法」においては、衆議院及び参議院の厚生労働委員会において、民生委員が最大限その役割を発揮できるよう、活動しやすい環境整備を更に進める旨の附帯決議がなされている。

(参考) 「生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議」平成 25 年 11 月 12 日
参議院厚生労働委員会、平成 25 年 12 月 4 日衆議院厚生労働委員会（抜粋）
七、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を発揮できるように、必要な情報の提供や、研修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。

このような中、民生委員・児童委員が地域の中核として、その力を十分に発揮できるよう厚生労働省社会・援護局地域福祉課において「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」（座長：上野谷加代子 同志社大学社会学部社会福祉学科教授）を設置（平成 25 年 10 月）し、活動環境の整備の推進方策について検討を行っているところである。今後、検討会での議論を踏まえ、民生委員・児童委員活動における課題等への対応（提言）等をまとめた報告書を取りまとめる（平成 26 年 3 月）こととしている。まとまり次第情報提供することとしているので参考とされたい。

また、平成 26 年度予算案では、活動中の事故等に対する補償として全国民生委員児童委員協議会が創設する保険制度への財政支援を行う予定であり、（国庫補助額 8,740 万円（国からの直接補助であり自治体負担はない））、民生委員・児童委員へは、全国民生委員児童委員連合会から各民生委員児童委員協議会を通じて、保険制度内容等について連絡が行われる予定である（同時に各自治体には厚生労働省より情報提供する予定としている。）。

なお、地方交付税措置されている民生委員活動費（平成 25 年度 1 人当たり年額 58,200 円）及び地区民生委員協議会活動推進費（平成 25 年度 1 か所当たり年額 20 万円）については、平成 25 年度と同額の見込みである。

今後も民生委員の活動しやすい環境の整備に向けて取り組むこととしているので、各自治体においても民生委員の支援について、特に配慮願いたい。

(イ) 民生委員への個人情報の提供等について

①個人情報の提供 【資料P44 参照】

自治体によっては、個人情報提供に過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員・児童委員の活動のベースともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの声があることを受け、一昨年「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成 24 年 7 月 17 日付事務連絡）を发出しているため、これを参考に適切な個人情報の取り扱いについてご配慮願いたい。

なお、消費者庁では、個人情報の保護に関する現状として、法の定め以上に個人情報の提供を控えたりするなどのいわゆる「過剰反応」といわれる状況が一部にみられるため、法の目的・内容の周知を図るため、個人情報保護法の説明会を実施している（実施期間：平成 25 年 11 月～平成 26 年 2 月）ので参考とされたい（資料の一部については、平成 25 年 12 月 26 日付「孤立死の防止対策等の取り組み事例及び地域福祉にかかる取り組みに対する事例の情報提供について」厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡に添付）。

②消費者行政との連携 【資料P47 参照】

高齢者等をターゲットとした消費者被害が急増しており、その防止対策が大きな課題となっている。高齢者等の消費者被害を防止するためには、地域全体での見守りや地域支援の観点から、消費者行政と福祉行政の密接な連携を図ることが重要であるため、各自治体におかれても、関係部局と連携の上、高齢者の消費者被害防止に向けて積極的に取り組んでいただきたい。

なお、消費者庁において、消費者被害防止対策の一環として、「消費者の安全・安心確保のための地域体制の在り方」に関する報告書がとりまとめられた（平成 25 年 12 月）ところであり、今後、地方公共団体において「消費者安全の確保のための地域協議会」を設置し、消費者トラブルを抱える者に関する情報を医療、保健、福祉等の関係機関や消費者団体、介護サービス事業者、民生委員などの関係団体が共有できるよう消

消費者安全法が改正される予定である。新たな消費者安全法では、地域の見守りネットワークの構築や、消費生活相談体制の強化等が整備される予定であることから、消費者行政と福祉行政の連携にご配慮願いたい。

民生委員・児童委員の活動環境整備の推進について

活動への支援

【厚生労働省の取組】

- ①平成25年10月に「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」（座長：上野谷加代子同志社大学社会学部社会福祉学科教授）を設置
→平成26年3月にとりまとめを行う予定
 - ②全国民生委員児童委員連合会が創設する民生委員・児童委員の保険制度への財政支援（平成26年度から実施予定〔国からの直接補助であり自治体負担なし〕）
- 地域福祉の重要な担い手として民生委員活動が各方面から期待されている観点からも民生委員・児童委員活動（制度）について、更なる広報（周知）活動を期待

活動の基礎となる個人情報の提供

民生委員・児童委員が地域で活動するにあたり、支援を必要とする方々の個人情報が自治体から提供されないため活動が困難との声にこたえる

- ①平成24年7月に「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集」を刊行
 - ②平成25年12月に消費者庁が実施している「個人情報保護法に関する説明会」資料を情報提供
 - ③災害対策基本法の一部改正（平成25年6月21日改正）により、災害時の避難に特に配慮が必要な方々の名簿をあらかじめ自治体から民生委員等の関係者に情報提供するものとされている（改正法第49条の1参照）
- 個人情報保護法に過剰に反応することなく適切に民生委員・児童委員に対して情報提供願いたい。

研修の充実

平成25年12月に民生委員・児童委員の一斉改選を実施し、多くの方が新たに民生委員に委嘱されている

- 早期に研修実施をお願いするとともに、消費者教育及び消費者被害防止の観点からの研修も併せてお願いしたい。
（平成26年1月10日付 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、雇用均等・児童家庭局育成環境課長連名通知参照）
※研修費用についてはセーフティネット支援対策等事業費補助金による補助が可能（補助率1/2）

(10) 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の広報の協力について

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び子育て世帯臨時特例給付金については、今後、消費税率の引上げに際し、低所得者の方々や子育て世帯への影響を緩和する等の観点から実施されるものである。

住民に直接的に申請を促す方法として、両給付金の支給対象者に対して、申請開始時期や手続き等について周知を図ることが重要であり、各自治体におかれては、広報活動に取り組んでいただくこととなるが、その際は、民生委員や社会福祉協議会等への協力要請も想定される。要請に当たっては、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の担当課室等の関係機関と調整の上、適切に対応されたい。（社会・援護局総務課資料参照）

(11) 生活福祉資金貸付制度等について 【資料P48参照】

ア 生活福祉資金貸付制度の周知と適正な運営について

生活福祉資金貸付制度については、生活困窮者が増加する中、生活困窮者の経済的な自立助長を図る上で有用な支援策の一つである。引き続き管内住民

に対する周知にご協力をお願いするとともに、本資金の借受希望世帯に対する丁寧な対応をお願いしたい。

また、本制度は、公費による貸付制度であり、償還が不能となった場合、結果として公費で補てんされることになることから、貸付原資の適正な運用が強く求められるものである。このため、貸付と償還が可能な限り循環していくことができるよう、借受希望者の就労状況等を勘案して償還可能性を適切に見極めるとともに、償還に向けた取組みを十分に行うことが重要である。

こうした趣旨を踏まえ、引き続き適正な制度運営が図られるよう、ご協力をお願いしたい。

イ 生活福祉資金貸付制度の見直しについて

平成 27 年度の新たな生活困窮者自立支援制度の施行後においても、本制度は、生活困窮者を経済的に支援する施策の一つとして引き続き重要な役割を担うものであり、家計相談支援事業における貸付のあっせん先の一つとして想定されるなど、新制度との十分な連携を図ることが必要となる。

そのため、新制度施行段階において、本制度がより有効に機能するよう、平成 26 年度中を目途に、必要な見直しの検討を行うこととしているので、ご了知いただきたい。

ウ 生活福祉資金貸付制度に係る事務費の確保について

都道府県社会福祉協議会における貸付・審査業務に係る事務費、市区町村社会福祉協議会における貸付事務費、民生委員が行う貸付調査・償還指導に係る実費弁償費その他償還対策に必要な経費については、平成 26 年度においてもセーフティネット支援対策等事業費補助金で引き続き措置することとしている。

本制度の趣旨・目的を踏まえ、従来より都道府県にも 1/2 のご負担をお願いしているところであるが、制度運営に係る都道府県社会福祉協議会等の業務実態を踏まえ、適正な事務費が確保されるよう、所要の財政措置に特段のご配慮をお願いしたい。

なお、貸付金の償還指導の強化を図るために必要となる事務費については、昨年度から交付要綱の見直しを行い、1/2 で補助する経常事務費を超えない範囲において、10/10 相当額を補助することができることとしているところであり、引き続き来年度においても積極的に活用されたい。

また、総合支援資金等の貸付けに係る相談支援体制の充実に要する経費については、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」で措置しているところであるが、同基金の事業実施期間については、平成 25 年度補正予算において、平成 26 年度末まで延長されているので、有効に活用されたい。

エ 暴力団員等による不正利用対策について

生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金の貸付けに係る不正利用対策については、平成 22 年 8 月 6 日付地域福祉課長通知「生活福祉資金の適正な貸付けの実施について」（社援地発 0806 第 1 号）を踏まえ、社会福祉協議会が警察等関係機関と円滑な連携が図られるよう必要な支援を行うようお願いしているところである。

暴力団員等への対応は、警察と社会福祉協議会とが連携して対応することが重要であり、都道府県からも警察に協力を求めるなど、警察からの必要な協力を得られるよう引き続き支援願いたい。

オ 生活復興支援資金の貸付けについて

生活復興支援資金については、東日本大震災により被災された方々の生活の再建を支援する観点から、平成 23 年 5 月に福祉費の特例措置として講じたものである。本資金では、被災者の方々の生活の復興に必要な当面の生活費や、住居の移転費用、住宅補修費用等に活用していくことが可能であるので、周知等を含め引き続き有効な活用をお願いしたい。

カ 臨時特例つなぎ資金の貸付けについて

臨時特例つなぎ資金は、離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、公的給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付けることにより、その自立を支援することを目的としたものである。本事業の趣旨を踏まえ、迅速に貸付けが行われるよう社会福祉協議会へ周知願いたい。

なお、本貸付事業を実施するために必要な体制整備に要する経費については、昨年度から「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」の対象としたところであるので、貸付原資等を保有する限りにおいては、有効な活用をお願いしたい。

(12) ホームレス等への自立に向けた支援について 【資料 P50 参照】

ア ホームレスの自立の支援等に関する基本方針について

厚生労働省では「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「法」という。）に基づき、平成 25 年 7 月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（国土交通省との共管。以下「基本方針」という。）を策定したところである。各自治体におかれては、法及び基本方針を踏まえ策定した実施計画に基づき、総合相談事業、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業の実施など、NPO、社会福祉法人等の民間団体との連携・協力の下、事業の推進を図られたい。

なお、平成 27 年度に生活困窮者自立支援法（以下このアにおいて「新法」という。）の施行を予定しているところであるが、新法による支援内容（一時生活支援事業等）と現在ホームレス対策として実施している事業（ホームレス緊急一時宿泊事業等）とは相互に重複するものが含まれていることから、現在、運用実態を把握しながら両者の整理を行っているところである。この整理に当たっては、これまでのホームレス対策の成果が損なわれることのないよう、自治体のご意見も十分に伺いながら検討を進めることとしているので協力願いたい。

また、この整理の後、平成 26 年度において新法の政省令の公布と併せて、基本方針について所要の改正を行う予定であるので留意されたい（具体的な改正内容や改正時期等については追って情報提供を行う予定）。

《参考》

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」

（平成 14 年法律第 105 号）（抄）

（基本方針）

第 8 条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第 14 条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 (略)

(実施計画)

第9条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 (略)

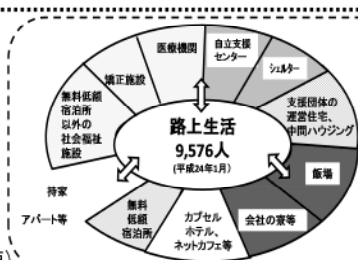
「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の見直しポイント

概要

- 現行の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(平成20年厚生労働省・国土交通省告示第1号)は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号。以下「法」。)に基づき、平成20年7月に策定。この基本方針の運営期間は、5年間とされており、平成25年7月30日に期間を満了。
 - * また、平成24年6月に10年間の時限立法であった法の期限が、さらに5年間延長されたことに伴い、引き続き法に基づく基本方針を策定するもの。
- このため、平成24年1月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」の調査結果に関する分析・検証を行った検討会報告書の内容などを基にしながら、最近のホームレスの動向やその取り巻く環境を踏まえて見直しを行ったもの。

平成24年「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)検討会」報告書のポイント

- 路上等のホームレスの数は、大幅に減少してきているもの(H15年:25,296人→H24年:9,576人)、その背後には、様々な居住の不安定を抱える層が存在し、これらの層が何らかしらの場所と、路上とを行き来している状況。
- 高齢層における路上(野宿)生活の固定化・定着化の進行。
 - 一方で、人間関係により仕事をやめたり、家庭内の人間関係や借金など多様な要因により、路上(野宿)生活に陥る若年層の存在。
 - 路上(野宿)生活を一度脱却しても、再度路上(野宿)生活に戻ってしまう層の存在(再路上化の問題)。



今回の見直しポイント

〈固定・定着化が進む高齢層に対する支援〉

- 粘り強い相談支援により、社会生活に復帰させるよう努める。現状としては、一度ホームレスになりその期間が長期化した場合、ホームレスからの脱却が難しくなるという実態があることから、できる限り、路上(野宿)生活が早期の段階で、巡回相談により自立支援につながるよう努める。

〈若年層に対する支援〉

- 直ちに一般就労が難しい者に対しては、事業所での軽易な作業等の就労機会の提供を通じて、一般就労に向けた支援付きの就労体験やトレーニングを行う「中間的就労」に取り組んでもらうため、NPO等と連携しながら、このような中間的就労の場の推進・充実を図る。また、学校教育の段階では、体系的なキャリア教育を推進する。

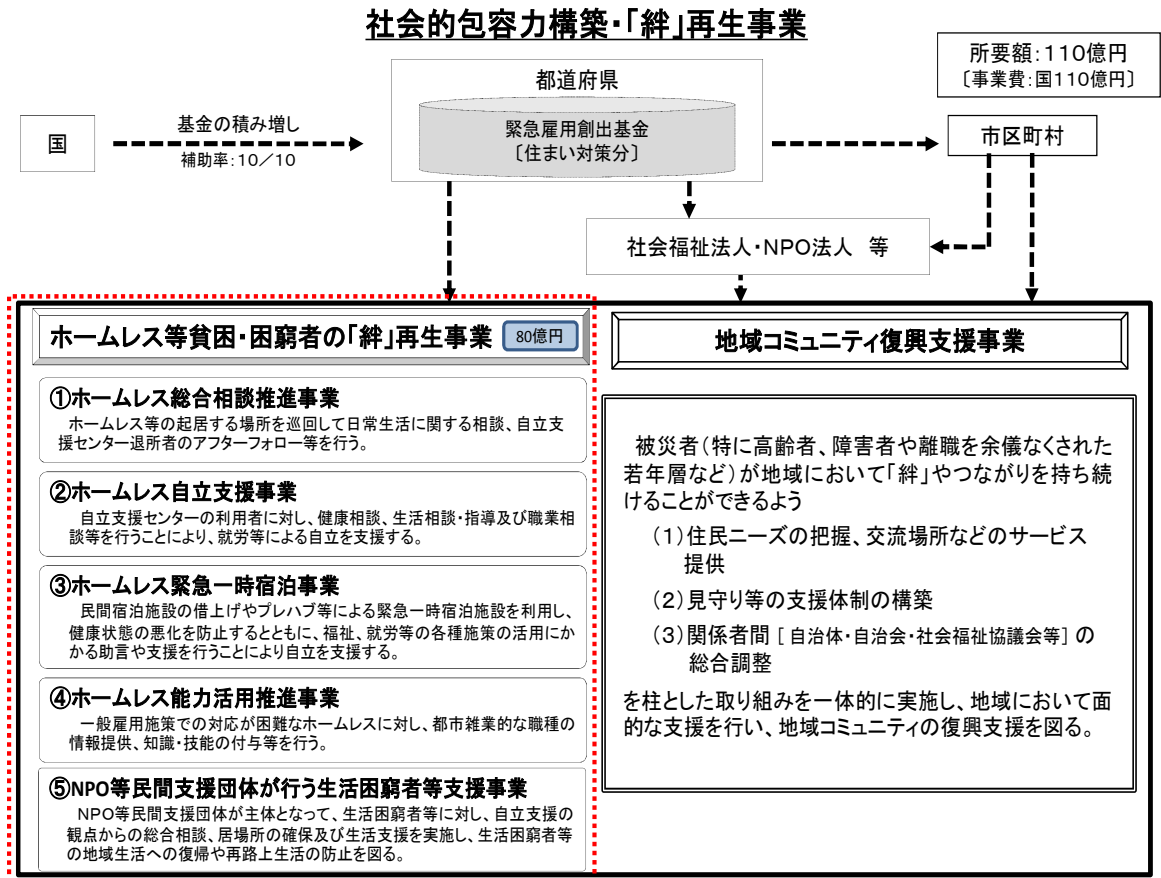
※ ホームレスの平均年齢は59.3歳で45歳未満の者は全体の約9%となっており(H24年生活実態調査)、「若年層」とは概ねこのような年齢層をいう。

〈再路上化への対応〉

- 就労によりアパート等を確保したことにより、路上(野宿)生活を脱した後、再度、路上(野宿)生活に戻ることを防止するため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、地域福祉の視点からも見守り支援等に取組む。

イ ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業について

ホームレスはもとより、職と住まいを失うなどホームレスとなるおそれのある貧困・困窮者を対象とした「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業」については、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」により予算措置を行っているところであるが、平成 25 年度補正予算において、同基金の積み増しとあわせ、事業実施期間を平成 26 年度末まで延長したので、有効に活用されたい。



ウ ホームレスの実態に関する全国調査について 【資料P51 参照】

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、毎年、実施しているところである。平成 26 年調査（平成 26 年 1 月実施）については、既にご協力いただいたところである（例年 4 月に公表。今年の公表日程は追ってお知らせする。）が、来年も引き続き実施する予定（平成 27 年 1 月を予定）であり、平成 26 年度予算案に当該調査に必要な予算を確保したところであるので、引き続き協力願いたい。

エ ホームレス等に対する臨時福祉給付金の支給について

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）については、今後、消費税率の引上げに際し、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として給付措置が行われるものであるが、本給付金の給付対象者は、市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く。）とされており、ホームレス等についてもその対象となりえるところである。また、本給付金の基準日は、平成 26 年 1 月 1 日となっているが、基準日以前に住民票を消除されていた者が、基準日時点において日本国内で生活していた場合は、基準日の翌日以降であっても、住民登録の手続を行った場合には給付の対象となりえる。

このため、各自治体におかれては、臨時福祉給付金担当課及び住民基本台帳担当課とも連携しながら適切に対応されたい（平成 25 年 12 月 25 日付各自治体ホームレス対策担当課宛地域福祉課事務連絡参照）。

(13) 地方改善事業等について

ア 地方改善事業の実施について

(ア) 隣保館運営事業について 【資料 P 52 参照】

① 運営事業の推進について

隣保館は、昭和 28 年度にその整備について予算措置して以降、同和問題の解決に資するため各種の事業を行い、地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に大きく寄与してきたところである。

また、地域改善対策協議会の意見具申（平成 8 年 5 月）及びこれを踏まえた閣議決定（同年 7 月）に基づき、平成 9 年より一般対策として、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を総合的に行っているところである。

隣保館運営事業等は、「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年 8 月 29 日付 厚生労働省発社援第 0829002 号厚生労働事務次官通知）に基づき、地域改善対策特定事業が実施された地域や同事業は実施されなかったが地域住民の生活の改善や人権意識の向上等を図る必要のある地域で行われているところであるが、社会・経済情勢の変化に伴い、これらの地域においても住民ニーズは多様化しているところである。

本事業の今日に至るまでの歴史的経緯や背景を鑑み、従前からの利用

者等ともよく意見交換を行い情報の共有化を図るなどし、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう、管内市町村に対し、引き続き本事業に積極的に取り組まれるよう周知願いたい。

特に、「相談機能強化事業」については、平成 24 年度に、福祉又は他分野における専門職の活用により、より効果的・効率的な相談支援が行えるよう、事業の組み替えを行い創設したものであるので、隣保館における基幹的な事業である相談業務の充実・強化を図るため、本事業の積極的な活用を図られたい。

なお、隣保館について他施設との統合等運営体制の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることのないよう、管内市町村に対し周知願いたい。

② 公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対し周知願いたい。

なお、管内市町村の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

③ 関係部局、関係機関との連携について

隣保館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係部局や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携の下、特に平成 27 年度以降は生活困窮者自立支援法の施行に伴い、地域における多様な社会資源の一つとして、新たに自立相談支援機関との連携が求められることにも留意しながら、より積極的な館運営が行われるよう、管内市町村に対し周知願いたい。

④ 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容のもとより、介護保険制度や年金制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努

め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

(イ) 隣保館及び生活館の耐震化促進について

平成 25 年 9 月に公表した「社会福祉施設の耐震化状況調査」では、平成 24 年 4 月時点の隣保館及び生活館の耐震化率は、それぞれ 51.0%、33.9% となっており、社会福祉施設の中でも著しく低いものとなっているところである。特に避難所として指定を受けている館については、今後想定される南海トラフ地震等に備え、老朽改修等と併せ、耐震化整備を計画的に実施されたい。

なお、この耐震化整備については、地方改善施設整備費補助金の優先採択を行うこととしている。

(ウ) 地方改善施設の財産処分について

最近、隣保館をはじめ共同作業場等の地方改善施設について、整備後、数年しか経過していないにもかかわらず財産処分を行ったり、厚生労働大臣の事前承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されるところである。地方改善施設の整備計画の策定に当たっては補助事業の趣旨・目的を十分にご理解いただくとともに、財産処分に当たっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）による申請手続等が必要となるため、計画がある場合には、その検討段階で早期にご連絡いただくようお願いしたい。

なお、このような不適切な事例が判明した場合には、補助金適正化法に基づき、交付後の経過期間に応じた加算金を付した上で、補助金を返還いただくことになるので留意願いたい。

また、共同作業場等については、整備後、他事業に転用した場合など事業の実施状況によっては財産処分に関する手続が必要となるケースもあるので、管内市町村における整備後の状況を定期的に把握されたい。

イ アイヌ政策の推進について

現在、政府では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成 21 年 7 月）を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的な

アイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」（座長：菅義偉内閣官房長官）を設置・開催しているところである。

平成 24 年 7 月に開催された同会議では、同会議の下に設置された作業部会（部会長：常本照樹北海道大学アイヌ・先住民研究センター長）での「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国の見地からの施策の展開等に関する検討状況が報告されたが、この中には、北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、民生委員等、生活相談に応ずる者に対するアイヌに関する研修の充実を図るべきとの提言も盛り込まれている（首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照）。

（ア）民生委員等に対する普及・啓発について

作業部会での提言を踏まえ、各自治体におかれては、民生委員や福祉事務所等の相談機関の窓口職員などを対象とした研修会などの機会を捉え、アイヌの人々に対する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

また、平成 26 年 1 月から平成 26 年 3 月にかけて、首都圏の各都県にご協力をいただき、民生委員向けの研修会において、アイヌに関するリーフレット（「アイヌの人々と人権」（（公益財団法人）人権教育啓発推進センター刊））を配布いただいているところであり、26 年度においても機会を捉え、依頼をさせていただく予定であるので、引き続きご協力を願いたい。

（イ）アイヌの人々のための電話相談について 【資料 P54 参照】

作業部会では、同様に全国の見地からの施策の展開等の観点から、アイヌの人々への生活相談の充実に向けた具体的な対応等についても検討が行われており、この取組の一環として、厚生労働省では、平成 25 年 9 月下旬より、（公財）人権教育啓発推進センター（横田洋三理事長）の協力のもと、アイヌの人々のための電話による生活相談を試行的に実施しているところである（法人ホームページ内「アイヌの方々の悩み相談電話」参照）。

なお、本電話相談事業については、アイヌの人々の多様な相談ニーズをより多く把握するため、平成 26 年度においても継続して実施する方向で検討しており、各自治体におかれては、本事業の趣旨をご理解の上、広報や生活相談関連機関への周知について協力願いたい（具体的な実施方法等が決定次第あらためて依頼する予定）。

《参考》〔アイヌ政策推進作業部会報告書〕

「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開について」（平成24年6月1日）（抄）

(2) 生活等の相談に対応する等の措置

道外アイヌ調査部会報告において、北海道外のアイヌの人々には、困っていることや悩みを抱える人が多いものの、「近くに信頼して相談できる人がいない」という理由から誰にも相談しない人が少なからずいるという結果が示されている。北海道内においては、アイヌの人々の生活上の相談に応ずるため、市町村に「アイヌ生活相談員」が配置されているところがあるが、北海道外においては、民生委員・児童委員、福祉事務所等、生活上の相談に対応する機関はあるものの、アイヌの人々を対象とした特別の体制は整備されていない。

北海道内だけでなく、北海道外においても、アイヌの人々の生活等の相談機能を確保するため、例えば、広域的な電話相談窓口の設置や、アイヌの人々が比較的多く居住していると考えられる首都圏等における定期的な生活相談の実施等、アイヌの人々を対象とした生活相談の取組を実施することが検討されるべきである。また、さらにアイヌの人々の具体的な相談ニーズを踏まえながら、実質的な生活等の相談体制の充実について検討することが求められる。

なお、このような生活等の相談を行うに当たっては、アイヌの人々が忌憚なく意思疎通できるような者を配置することに留意すべきである。

そのほか、北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護委員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者に対するアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

さらに、アイヌの人々が広く集う場所等において、生活相談に関する各種パンフレットを配付するなど、生活相談の制度等に関する一層の周知を図ることが必要である。

ウ 人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、最近では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生しているところである。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施が重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じて人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修においては、具体的な事例を盛り込むなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対しても、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

《参考》法務省ホームページ

～ インターネットを悪用した人権侵害をなくしましょう ～

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えており、他人への中傷や侮蔑，無責任なうわさ，特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示，差別的な書き込みなど，人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。

(中 略)

法務省の人権擁護機関では、啓発活動年間強調事項に「子どもの人権を守ろう」及び「インターネットを悪用した人権侵害をやめよう」を掲げ、年間を通じて啓発活動を行っています。インターネットを悪用することなく、お互いの人権を尊重した行動をとるようにしましょう。

■インターネットに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した事件のうち、インターネットを利用した人権侵犯事件数は、高水準を維持しています。

平成 20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
5 1 5 件	7 8 6 件	6 5 8 件	6 3 6 件	6 7 1 件

2 消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）

（1）地域における生協の社会的役割について

生協は、一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる組織であることから、近年の少子高齢化社会における地域コミュニティや家族の在り方の変化に伴い、益々地域社会への貢献が求められている。

その一つとして、高齢化や人口減少などの影響による高齢者等の孤立防止や見守り、買い物支援等を積極的に行うことが期待される場所である。

具体的には、地域において生協が自治体との協働を積極的に行い、従来から実施している宅配事業の充実のほか、各々の地域において見守り・買い物支援を行う団体と連携し、山間へき地等交通が不便で近隣にスーパーや商店がなく、買い物支援が必要とされる地域の高齢者等に、移動車両による食品の提供等を積極的に行うことが期待される。

各都道府県におかれても、生協の社会的役割を踏まえ、所管生協が可能な限り高齢者等の見守り・買い物支援等に積極的に取り組むことができるよう、地域におけるニーズの把握、所管生協との意見交換の実施など、必要な指導・支援をお願いしたい。

（2）健全な運営の確保について

生協は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県におかれては、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点についても留意の上、所管する生協の指導に特段のご配慮をお願いしたい。

- ① 員外利用、架空契約及び名義借契約等の発生を防止するための共済募集管理態勢の徹底
- ② 共済事業規約などに基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底
- ③ 組合員の個人情報等の管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ④ 事業を利用していない組合員が多数存在する生協においては組合員管理の徹底、休眠状態にある生協においては生協の指導の徹底
- ⑤ 財務状況が悪化している生協、特に、多額の累積赤字を抱えている生協における経営の健全化

また、新たに設立される生協の認可に当たっては、設立の趣旨や事業計画等について法の趣旨に照らして適切かどうか、また、将来にわたり安定的な事業継続が

見込めるかどうか等の観点から、生協関係法令・通知に則り、適正に審査を行ったうえで、判断されるようお願いしたい。

(3) セーフティネット支援対策等事業費補助金（消費生活協同組合指導監督事業）の活用について

平成 26 年度予算案においては、生協の指導監督の充実強化を図るため、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」において「消費生活協同組合指導監督事業」（補助率 1/2）を引き続き実施することとしているので、本事業の積極的な取組をお願いしたい。

特に、共済事業を実施する生協を所管している都道府県におかれては、(2)に記載の規制に対応できるよう、生協の財務状況を適切に把握しておく必要がある。このため、当該補助金の活用などにより、公認会計士などの助言を得るなど、検査担当者の知識向上を図った上で、生協の監督・検査に努めるようお願いしたい。

(4) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、法第 2 条第 2 項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、生協が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正に指導されるようお願いしたい。

(5) 消費生活協同組合法関連諸規定の改正について

以下のとおり消費生活協同組合法施行規則等の見直しを検討しているところであるので、ご承知おきいただきたい。

ア 消費税増税に伴う改正

消費生活協同組合法施行規則（昭和 23 年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省第 1 号。以下「規則」という。）第 51 条で定める上限金利の適用上利息とみなされない「債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他機械の利用料の額」については、消費税額等相当額を含むと規定されていることから、平成 26 年 4 月 1 日に消費税率が引上げられる（5%→8%）ことに伴い、消費税率の引上げ相当分（8%－5%＝3%）を、以下のとおり加算。

- ・ 1 万円以下の額 $105 \text{ 円} \div 1.05 \times 1.08 = 108 \text{ 円}$
- ・ 1 万円を超える額 $210 \text{ 円} \div 1.05 \times 1.08 = 216 \text{ 円}$

イ 退職給付に関する会計基準の見直しに伴う改正

企業会計基準委員会（公益財団法人財務会計基準機構に設置）の退職給付に関する会計基準（企業会計基準第 26 号）の公表等を踏まえ、連結貸借対照表の項目として「退職給付に係る資産」、「退職給付に係る負債」及び「退職給付に係る調整累計額」を、連結純資産変動計算書の項目として、「退職給付に係る調整累計額」をそれぞれ追加するとともに、所要の規定の整備を行う。（規則第 81 条、第 82 条、第 84 条、第 107 条、第 149 条関係）

* 「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて」（平成 20 年 3 月 28 日社発地第 0328003 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）においても同様の改正を行う。

ウ 団体の名称変更に伴う改正

共済計理人については、規則に掲げる社団法人の正会員であることを要件としているが、当該法人が平成 25 年 4 月 1 日に公益社団法人に移行したことに伴い、下記のように名称変更を行う。（規則第 192 条関係）

- ・社団法人日本アクチュアリー会 → 公益社団法人日本アクチュアリー会
- ・社団法人日本年金数理人会 → 公益社団法人日本年金数理人会

* 「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」（平成 20 年 3 月 31 日社発第 0331005 号厚生労働省社会・援護局長通知）においても同様の名称変更を行う。

（6）国から都道府県への権限移譲について

平成 25 年 12 月 20 日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」を受け、消費生活協同組合に関する設立認可・監督権限のうち、地方厚生局の所管に係るものについては、都道府県に移譲される予定である。法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成 26 年通常国会に提出することを基本としているので、ご承知おきいただきたい。

（7）生協法施行 5 年経過後の検討について

平成 20 年に施行された改正生協法附則第 38 条において、「この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の消費生活協同組合法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされているところである。このため、今後、施行状況を把握のうえ必要な検討を行う予定であるので、ご承知おきいただきたい。

連 絡 事 項

1 全国民生委員児童委員大会について

平成26年度の全国民生委員児童委員大会は、和歌山県において開催することとされているので、ご了解願うとともに、管内市町村等への周知をお願いしたい。

第83回全国民生委員児童委員大会

- 開催日：平成26年10月23日（木）～24日（金）
- 会場：和歌山県和歌山市

2 全国ボランティアフェスティバルについて

平成26年度の全国ボランティアフェスティバルは、岐阜県において開催されることとなっているので、幅広い参加が得られるようボランティア関係者等への周知をお願いしたい。

第23回全国ボランティアフェスティバルぎふ

- 開催日：平成26年9月27日（土）～28日（日）
- 会場：長良川国際会議場他（岐阜市）